

令和 8 年 4 月 14 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
(うち電気シェーバー 1 件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
(うち折りたたみベッド 1 件、LED ランプ (電球型) 1 件、
エアコン (室外機) 1 件、電気洗濯乾燥機 1 件、
延長コード 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
スピーカー (充電式) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、上田 (俊)、別所、箭竹、上田 (謙)

電 話 : 03 (3507) 9204 (直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600027	令和8年 ※不明	令和8年4月10日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月1日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600023	令和8年1月5日	令和8年4月9日	折りたたみベッド	死亡1名	乳児(2か月)が当該製品の上でうつぶせの状態で見えられ、病院に搬送後、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月31日
A202600024	令和8年3月7日	令和8年4月9日	LEDランプ(電球形)	火災	運動施設で当該製品を使用中、発煙に気づき確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月3日
A202600025	令和8年3月23日	令和8年4月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202600026	令和8年4月2日	令和8年4月10日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600028	令和8年3月19日	令和8年4月10日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A202600029	令和8年3月11日	令和8年4月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を保管していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月7日
A202600030	令和7年12月25日	令和8年4月10日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、発煙と異臭に気がつき確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年1月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし